

第1章 総 則

第1節 目的

この計画は、石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号）の定めるところにより、江田島地区及び能美地区の石油コンビナート等特別防災区域（以下「特別防災区域という。」）に係る災害の発生及び拡大の防止等を図るため、これらの特別防災区域に係る防災に関し、密接な関係を有する特定地方行政機関、自衛隊、県、県警察本部、公共施設、公共的団体及び防災上重要な施設の管理者（以下「防災関係機関」という。）並びに特定事業者が実施すべき事務又は業務及び行動の基準を定めるとともに、相互の援助協力体制を確立し、総合的かつ計画的な防災対策の推進を図り、もって特別防災区域に係る災害から地域住民の生命、身体及び財産を保護することを目的とする。

第2節 基本方針

第1 計画の性格

特別防災区域においては、石油類等危険性の高い物質が大量に貯蔵され、取り扱われており、常に重大な災害が発生する危険性が内蔵されているため、万一災害が発生した場合は油火災等特殊な災害となる。しかも、大規模な災害となる可能性が極めて高く、地域住民に甚大な被害を及ぼす。また、これらの施設の多くが産業経済上の重点拠点でもあることから、社会的・経済的にも重大な影響を及ぼすことが考えられる。

この計画は、これらの特別防災区域に係る災害の特殊性・重大性にかんがみ、防災関係機関及び特定事業者の実施すべき防災対策を総合的かつ計画的に推進するための基本的事項について定めるものである。

また、この計画は特別防災区域に係る災害に対処するための計画であり、この特別防災区域は、災害対策基本法（昭和36年法律第228号）に基づく県及び関係町の地域防災計画の対象となる区域には含まれないものである。

第2 計画の策定方針及び修正

1 策定方針

この計画は、次の基本方針により、特別防災区域に係る防災に関し、防災関係機関及び特定事業者のとるべき措置等について定めたものであり、各機関は次の基本方針にそって、それぞれの立場からこの計画が有効かつ円滑に推進できるよう措置するものとする。

- (1) 特定事業者は、特別防災区域に係る防災に関し、第一次的責任を有することを十分に認識し、災害の防止及び応急措置に万全の対策を講ずること。
- (2) 防災関係機関及び特定事業者は、この計画が迅速・的確に、かつ円滑に実施できるようそれぞれ防災体制を整備し、石油コンビナート等防災本部（以下「防災本部」という。）を通じて相互間の緊密な連携のもとに連絡協調を図ること。
- (3) 災害防御の主眼は、人的被害の防止に置き、住民等の安全対策を最優先とすること。

2 計画の修正

この計画は、現状に即したものとするため、常に検討を加え、必要あると認めるときは次によってこれを修正する。

- (1) 修正を必要とする防災関係機関及び特定事業者は、修正すべき内容及び資料を広島県（消防保安課）に提出する。
- (2) 防災本部幹事会は、防災計画修正原案を審議し、防災計画修正案を防災本部員会議に提出する。
- (3) 防災本部員会議において本計画を修正する。
- (4) 石油コンビナート等災害防止法第31条第4項の規定によって、修正した本計画を主務大臣に提出する。
- (5) 石油コンビナート等災害防止法第31条第4項の規定によって、本計画の修正要旨を公表する。

3 他地区の計画

県内の特別防災区域のうち、岩国・大竹地区に係る防災計画は、広島県及び山口県の両県をもって設置した「広島県及び山口県石油コンビナート等防災本部協議会」において、また、福山・笠岡地区に係る防災計画は、広島県及び岡山県の両県をもって設置した「広島県及び岡山県石油コンビナート等防災本部協議会」において別に作成されている。

第3節 特別防災区域の範囲

この計画の対象となる区域は、石油コンビナート等災害防止法第2条第2号の規定に基づく石油コンビナート等特別防災区域を指定する政令（昭和51年政令第192号）により指定された次の江田島地区及び能美地区の各特別防災区域である。

各特別防災区域の位置等は別図1～4のとおりである。

1 江田島地区（面積83,212.66㎡）

広島県江田島市江田島町江南三丁目の区域の一部

2 能美地区（面積394,579.26㎡）

広島県江田島市能美町鹿川字大矢の区域の一部

別図1 位置図(全体)



別図2 (江田島・能美地区)

江田島市

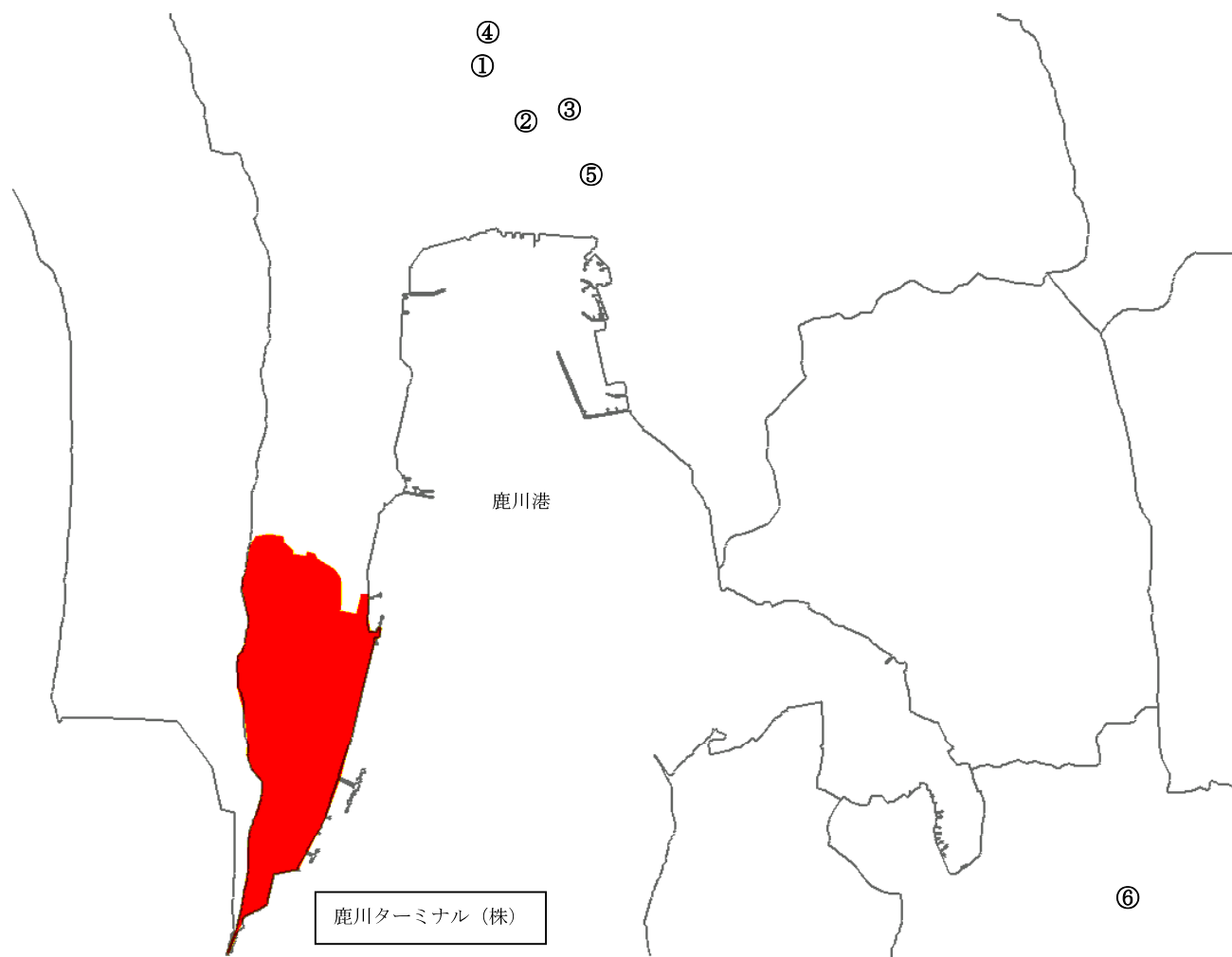


別図3（江田島地区）



番 号	名 称
①	飛渡瀬郵便局
②	飛渡瀬駐在所
③	飛渡瀬交流プラザ
④	能美市民センター

別図4（能美地区）



番 号	名 称
①	江田島消防署能美出張所
②	鹿川交流プラザ
③	鹿川小学校
④	認定こども園のうみ
⑤	鹿川郵便局
⑥	江田島市役所

第4節 特別防災区域の現況

第1 江田島地区

1 自然環境

江田島市江田島町は、大体に東西に狭く、南北に長い地形であり、山は北に向かってY字型をなしている。

そのY型は古鷹山系、I型が仏の塔山系で、古鷹山系はおおむね高くかつ急しゅんなものが多く、南北に両斜面の分水嶺をなし、交通を遮断した形である。また、島の中央部には標高394mの古鷹山があり本山系の主峰である。仏の塔山系にはさしたる高峰がなく、遠方から望むと低平な台地を思わせる。島内には、切串、大原地区を除いては平地が少なく、河川は長谷川を除いて大部分が溝の類に等しい河川である。いずれにしても河川は山頂から直ちに走って海に注ぐので急流となり、濁流となって水害を起こしやすい条件にある。

地質は、花崗岩系によりその大半が占められており、一般に風化作用を受けやすく、浸透性の強い砂質土壌である。このため雨水の貯留作用に乏しく、多雨に際しては山崩れを起こしやすく、また短期間の干ばつにも干害が起こりやすい。

気候は、四季を通じておおむね温和で積雪を見ることはまれである。気温は年平均約17.0℃、年間降水量は1,417mm（令和5年）前後で夏は潮風を受けて涼しく、冬でも北部地帯を除く外は古鷹山系によって北風がさえぎられ、江田島湾内は年間を通じて波高0.2mという平静さである。

2 開発の経緯

特別防災区域は、江田島市江田島町の最南端に位置し、背後は仏の塔山系により集落からさえぎられた平地部に在り、海岸線は水深が深く大型船舶のけい留、停泊に適している。

この地区は、大正7年ごろから旧海軍の燃料置場として開発され、終戦後、連合軍の接收を経て、昭和28年に海上自衛隊の油槽所として発足し、次いで昭和47年に隣接地の一部を整地して安宅石油基地株式会社江田島油槽基地（現 伊藤忠エネクス株式会社江田島ターミナル）が進出し、現在に至っている。

3 特別防災区域に隣接する市街地形成

特別防災区域は、背後が山にさえぎられ、周辺には少数の住家が散在しているが、集落はかなり離れた位置に形成されている。

(1) 人口

江田島市の人口は、令和6年4月1日現在、11,585世帯、20,555人で、このうち特別防災区域の所在する江南地区には、280世帯、536人が居住し、全人口の約2.6%を占めている。

(2) 公共施設の状況

ア 道路施設

この地域には、江田島市江田島町の小用港から東側海岸線を南下した一般県道飛

渡瀬小用港線が特別防災区域東端で向きをかえ、特別防災区域に隣接して東西に走っており、途中で市道飛渡瀬新開線と交差し、地区西側の一般国道４８７号に接続している。

イ けい留施設

特別防災区域は、呉港に面し、海岸線は水深が深く大型船舶のけい留、停泊に適している。

(令和６．４．１現在)

事業所名	大型けい船岸	小型けい船岸	計
伊藤忠エネクス(株) 江田島ターミナル	１１０ｍ	３０ｍ	１４０ｍ

ウ 電力施設

この地域には、電源施設はないが、特別防災区域への電力の供給については、中国電力ネットワーク株式会社大柿変電所から６，６００Ｖが配電されている。

エ 水道施設

この地域には、太田川を水源とした広島県水道企業団（江田島事務所）から３００ｍｍ配管で配水されている。

4 特定事業所の立地状況等

特別防災区域には、伊藤忠エネクス株式会社江田島ターミナルが立地している。

- (1) 特定事業所の立地状況（最大貯蔵量は資料編第5の4に掲載）

事業所の種類	事業所名	所在地	業態
第1種	伊藤忠エネクス(株) 江田島ターミナル	〒737-2132 江田島市江田島町江南 三丁目1-1	倉庫業 (油槽所)

- (2) 危険物等の貯蔵・取扱状況

特別防災区域における危険物の貯蔵・取扱の状況は、資料編第5のとおりである。

- (3) 危険物の移送及びタンカーの出入状況

特別防災区域における危険物の輸送は海上輸送によって行われ、各事業所の専用岸壁を利用してタンカーから貯蔵タンクに陸揚げされている。タンカーの出入状況は、次のとおりである。

(令和2年度～令和5年度平均)

品目	船舶の規模 (G/W)	受払頻度
ガソリン	100～50,000 t	9.5回/月
灯、軽油	100～50,000 t	9.8回/月
重油	100～7,000 t	0.0回/月

年別	入港隻数	総トン数	入港最大船舶 (G/T)
令和2年度	272	348,376	34,128
令和3年度	269	340,027	54,043
令和4年度	176	385,379	7,688
令和5年度	208	281,997	44,387

(令和6. 4. 1現在)

主 要 貯 蔵 品 目 (最大貯蔵量)	資本金 (百万 円)	従業員数 (人)				面 積 (㎡)		立地 年月
		総数	昼間	夜間	休日	敷地	建物	
ガソリン (21,200.00kl) 重 油 (215.00kl) 灯、軽油 (41,390.00kl)	19,877	27	22	2	2	83,212.66	926	昭 47.12.1

(令和6. 4. 1現在)

受 払 数 量 (k l)			
合 計	ガソリン	灯・軽油	重 油
4 7 2, 2 0 1	3 7 9, 6 9 7	9 2, 3 5 4	1 5 0
4 6 2, 2 2 9	3 8 7, 6 6 2	7 4, 4 1 7	1 5 0
3 8 5, 3 8 0	3 3 8, 1 6 5	4 7, 0 6 5	1 5 0
3 8 2, 3 8 6	3 1 1, 8 4 8	7 0, 3 8 8	1 5 0

第2 能美地区

1 自然環境

江田島市能美町は、一般に高低が多く、西方に宇根山を負い、東方は真道山の高峰を連ねる線を境界として、西端は沖美町、東端は大柿町に接し、能美島の中央に位置しており、大部分は耕地と山林で、耕地は戦国時代以来埋立てられた新開の平坦地を除き、ほとんどが山腹まで開かれた丘陵の急傾斜地である。山岳は、鹿川と中町間の低地によって東部の地畠状山地及び西部の地塊山地に区分される。本地区では標高542.0mの宇根山が最も高く西部地帯に位置し、これを中心に大小2～3の地塊が南北に平行縦走している。河川は、これらの地塊を源として小規模のものであり、水量も乏しくわずかにかんがい用として利用されているにすぎない。部落は、主として低地に発達し、鹿川、中町、高田の三地区に区分され集落を形成している。

地質は、酸性岩が多く分布し花崗岩がその主なものである。黒雲母花崗岩は最も広く分布し砂質ないし壤質の耕地を生成するが、保肥、保水力が弱く、水田では老朽化による秋落田が多く、傾斜畑では雨触による土壌流失が激しく、また、有効水分が少ないため干害が起こりやすい。西部には古生層がかなりな分布を示し、石灰、加里、燐酸その他の塩類を多く含み、地味は極めて良好であり土壌浸食の起こりにくい土壌である。

気温は年平均約17.0℃、年間降水量は1,417mm（令和5年）で四季を通じて温和で積雪を見ることはまれである。

2 開発の経緯

特別防災区域は、江田島市能美町の最南端に位置し、前面に鹿川湾を擁し、背後に宇根山系を負っている。鹿川湾は水深が深く大型船舶のけい留、停泊に適している。

この地区は、昭和5年に旧海軍の貯蔵所が開設され、戦時中にその規模も拡大されたが、終戦を迎え、昭和25年にこの跡地に三菱商事株式会社鹿川総合油槽所（現 鹿川ターミナル株式会社）が進出し、現在に至っている。

3 特別防災区域に隣接する市街地形成

特別防災区域の周辺の北側には少数の住家が存在しているが、集落は比較的離れた位置に形成されている。

（1）人口

江田島市の人口は、令和6年4月1日現在、11,585世帯、20,555人で、このうち特別防災区域の所在する鹿川大矢地区には、65世帯、183人が居住し、全人口の約0.9%を占めている。

（2）公共施設の状況

ア 道路施設

この地域には、島の基幹道路である一般国道487号から鹿川の集落形成地域で分岐した市道大矢1号線が海岸線に沿って特別防災区域を縦断して地区の南端大矢岬へ向け走っており、終点は沖美町へ接続している。

イ 港湾施設

特別防災区域は、地方港湾鹿川港の西南海岸線に位置し、鹿川港は天然の良港であるところから漁場は古くから栄え、今日では遠く対馬方面にも進出するに至っているが、一般の接岸施設、けい留施設は小型けい船用である。しかし、事業所の専用施設については、旧海軍貯蔵所の設置後その整備が図られ、最大15万9千トン級船舶が接岸でき、鹿川港における貨物取扱量に大きく貢献している。

(令和6.4.1現在 県港湾振興課調)

区分	外 か く 施 設							けい留施設
	防波堤 (m)	防砂堤 (m)	防潮堤 (m)	導流堤 (m)	護岸 (m)	胸壁 (m)	計 (m)	計 (m)
県有	1,355	76	341	58	6,761	93	8,714	1,804
民有	—	—	—	—	1,021	—	1,021	378
その他	—	—	—	—	—	—	—	689

ウ 電力施設

この地域には、江田島地区と同様、電源施設はないが、特別防災区域への電力の供給については、中国電力ネットワーク株式会社能美変電所から6,600Vが配電されている。

エ 水道施設

この地域には、江田島地区と同様、太田川を水源とした広島県水道企業団（江田島事務所）から125mm配管で配水されている。

オ 文教施設

特別防災区域の所在する鹿川地区には、こども園1園、小学校1校、交流プラザ1施設がある。

名 称	所 在 地
認定こども園のうみ	江田島市能美町鹿川1263-3
鹿川小学校	江田島市能美町鹿川2788
鹿川交流プラザ	江田島市能美町鹿川3126-1

4 特定事業所の立地状況等

特別防災区域には、鹿川ターミナル株式会社が立地している。

(1) 特定事業所の立地状況

事業所の種類	事業所名	所在地	業態
第1種	鹿川ターミナル(株)	〒737-2302 江田島市能美町 鹿川31-5	倉庫業 (油槽所)

(2) 危険物等の貯蔵・取扱状況

特別防災区域における危険物の貯蔵・取扱の状況は、資料編第5のとおりである。

(3) 危険物の移送及びタンカーの出入状況

特別防災区域における危険物の輸送は海上輸送によって行われ、各事業所の専用岸壁を利用してタンカーから貯蔵タンクに陸揚げされている。タンカーの出入状況は、次のとおりである。

(令和2年度～令和5年度平均)

品目	船舶の規模 (G/W)	受払頻度
原油	100～1,000 t未満	0.3回/月
	1,000～10,000 t未満	3.6回/月
	10,000～30,000 t未満	0.0回/月
	30,000～t	0.2回/月
重油	100～1,000 t未満	15.1回/月
	1,000～10,000 t未満	10.9回/月
	10,000～30,000 t未満	0.1回/月
	30,000～t	0.9回/月

年別	入港隻数	総トン数	入港最大船舶 (G/T)
令和2年度	325	858,403	61,183
令和3年度	435	1,649,084	64,573
令和4年度	483	2,316,267	78,845
令和5年度	250	949,138	61,183

(令和6. 4. 1現在)

主 要 貯 蔵 品 目 (最大貯蔵量)	資本金 (百万 円)	従業員数 (人)				面 積 (㎡)		立地 年月
		総数	昼間	夜間	休日	敷地	建物	
原 油 (434,795kl) 重 油 (322,035kl)	50	41	35	3	3	394,579.26	3,047.49	昭 25.4

(令和6. 4. 1現在)

受 払 数 量 (k l)		
合 計	原 油	重 油
1, 0 6 4, 8 5 9	3 0 9, 6 5 3	7 5 5, 2 0 6
1, 9 6 1, 6 2 4	2 6 3, 1 3 4	1, 6 9 8, 4 9 0
2, 5 6 0, 6 8 2	3 7 4, 9 4 5	2, 1 8 5, 7 3 7
1, 0 4 8, 4 9 9	1 9 3, 3 2 6	8 5 5, 1 7 3

第5節 防災関係機関及び特定事業者等の事務又は業務の大綱

防災関係機関及び特定事業者等が石油コンビナート等災害防止法その他災害の防止に関する法令及びこの計画に基づいて、特別防災区域に係る防災に関し処理すべき事務又は業務の大綱は、次のとおりである。

第1 特定地方行政機関

特定地方行政機関は、特定事業者の行うべき防災活動について必要な助言、指導をするとともに、防災対策が有効かつ適切に行われるようその所掌事務について県及び関係町に対し勧告、指導、助言を行うものとする。

1 中国四国管区警察局

- (1) 管内各警察の指導、調整及び応援派遣
- (2) 他管区警察局との連携
- (3) 関係機関との協力
- (4) 情報の収集及び連絡
- (5) 警察通信の運用
- (6) 津波警報の伝達

2 広島労働局

- (1) 労働災害防止に関する監督、指導
- (2) 労働安全衛生教育の指導、援助
- (3) 災害原因調査及び同種災害再発防止対策の指導
- (4) 情報の収集、伝達

3 中国四国産業保安監督部

- (1) 第1種事業所の新設等の届出に係る現地調査及び工事完了後の確認
- (2) 特定事業所に対する立入検査
- (3) 保安教育の指導
- (4) 情報の収集、伝達及び災害原因調査

4 中国地方整備局

- (1) 直轄土木施設の計画、整備、災害予防、応急復旧及び災害復旧
- (2) 地方公共団体等からの要請に基づく応急復旧用資機材、災害対策用機械等の提供
- (3) 国土交通省所掌事務に係わる地方公共団体等への勧告、助言
- (4) 災害に関する情報の収集及び伝達
- (5) 災害時における交通確保
- (6) 海洋の汚染の防除
- (7) 海上災害防止のための関係法令に基づく特定事業所等に対する立入検査

5 第六管区海上保安本部

- (1) 海上災害の予防啓発
- (2) 海上における被災者の救助及び援助
- (3) 海上災害の防御活動
- (4) 海上災害に係る船舶の安全確保
- (5) 情報の収集、伝達及び災害原因調査
- (6) 災害広報
- (7) 海上災害防止のための関係法令に基づく特定事業所等に対する立入検査
- (8) 防災資機材の備蓄及び整備
- (9) 海上防災訓練の指導及び実施

第2 自衛隊

災害派遣要請者からの要請に基づき、防災活動を実施するものとする。

- (1) 救出及び救急の支援
- (2) 消防活動の支援
- (3) 道路の応急啓開
- (4) 人員、救助物資及び防災資機材等の緊急輸送の支援

第3 県

県は特定事業者の行うべき防災活動について必要な助言、指導をするとともに、この計画に基づいて防災関係機関及び特定事業者が実施する防災対策が総合的かつ効果的に行われるよう総合調整を行うものとする。

- (1) 防災本部に関する事務
- (2) 特定事業所に対する立入検査
- (3) 危険物施設・設備等の保安管理の指導監督
- (4) 保安教育の指導
- (5) 公共施設の整備及び保全
- (6) 医療、救護
- (7) 防災資機材の備蓄、調達、あっせん及び輸送
- (8) 災害応急措置
- (9) 自衛隊の災害派遣要請
- (10) 情報の収集、伝達及び災害原因調査

第4 県警察

県警察は、関係機関と緊密な連携の下に、次に掲げる警察活動を実施し、公共の安全と社会秩序の維持を図るものとする。

- (1) 災害情報の収集及び伝達
- (2) 被害実態の把握及び事故原因の調査
- (3) 被災者の救出、救助等の措置

- (4) 避難路及び緊急交通路の確保
- (5) 交通の混乱の防止及び交通秩序の確保
- (6) 行方不明者の捜索及び死体の調査・検視
- (7) 危険箇所の警戒、住民等に対する避難の指示及び誘導
- (8) 不法事案の予防及び取締り
- (9) 被災地、避難場所及び重要施設等の警戒
- (10) 広報活動
- (11) 関係機関による災害救助及び復旧活動に対する協力

第5 江田島市

江田島市、江田島市消防本部は、特定事業者の行うべき防災活動について必要な助言、指導を行うとともに、防災関係機関等の協力のもとに、有効かつ適切な防災対策を実施するものとする。

- (1) 情報の収集、伝達
- (2) 避難所の確保
- (3) 避難の勧告、指示及び誘導
- (4) 被災者の救助
- (5) 災害広報
- (6) 医療、救護
- (7) 緊急輸送の確保

【消防機関】

- (1) 危険物施設・設備等の保安管理の指導監督
- (2) 防災施設・資機材等の整備及び維持管理の指導監督
- (3) 特定事業者が設置する自衛防災組織の育成、指導
- (4) 防災教育及び保安教育の指導
- (5) 防災訓練の実施
- (6) 火災等の災害防御活動
- (7) 警戒区域の設定、立入制限、退去の指示
- (8) 被災者の救出及び救急
- (9) 災害広報
- (10) 防災資機材の備蓄及び整備
- (11) 情報の収集、伝達及び被害状況の調査並びに災害原因調査

第6 関係公共機関

次に掲げる関係公共機関は、その業務の公共性又は公益性にかんがみ、それぞれの業務を通じて特別防災区域に係る防災活動に積極的に寄与するものとする。

1 中国経済産業局

- (1) 特定事業者に対する防災のための必要な資金のあつせん
- (2) 防災資機材の調達及びあつせん

2 西日本電信電話株式会社中国支店

- (1) 防災活動の実施に必要な通信施設・設備の確保及び優先利用措置
- (2) 公衆通信施設の応急復旧

3 日本赤十字社広島県支部、一般社団法人広島県医師会

医療、救護

4 中国電力株式会社、中国電力ネットワーク株式会社

- (1) 防災活動の実施に必要な緊急保安電力の確保
- (2) 電力施設の応急復旧
- (3) 感電事故防止の措置及び広報

5 日本放送協会広島放送局

気象予警報及び災害情報等の広報

第7 特定事業者

特定事業者は、特別防災区域に係る防災に関し、第一次的責任を有することを自覚するとともに、石油コンビナート等災害防止法その他関係法令を遵守し、保安管理体制の強化、自衛防災組織等の整備を行い、相互に連携共同して一体的な防災体制の確立を図るものとする。

- (1) 施設・設備の維持改善及び自主点検の徹底
- (2) 安全操業の確保及び労働安全の徹底
- (3) 防災施設・資機材等の整備及び維持管理
- (4) 自衛防災組織の整備
- (5) 異常現象発生時の通報連絡体制の整備
- (6) 防災教育及び保安教育の実施
- (7) 防災訓練の実施
- (8) 事業所間の相互応援体制の確立
- (9) 緊急時の応急措置の実施
- (10) 火災等の災害防御活動
- (11) 災害広報

第8 その他の関係機関

その他の関係機関は、その事務又は業務を通じて自ら又は防災本部長の要請に基づいて、防災活動に寄与するよう努めるものとする。